

明治二年、古川町方村後風土記書上帳

福井 重治

はじめに

付図を含めて四巻からなる『古川町史 史料編』（以下『町史』）は、自治体史の中で白眉といえる。それはひとえに、碩学大野政雄氏とそれを支援した古川町民との厚い信頼関係がもたらした賜物である。大野氏（一九〇九—二〇〇七）が亡くなつて久しい今でも、町には氏への変わらぬ感謝と敬愛の念が残る。

こうしてできた町史には実に良質な史料が収められている。それによりこの地域を深く理解することができただけでなく、一地域史という枠を越えて広く示唆を与え続けることになる。個別特殊な著作であると同時に、普遍的な価値をも備えているのである。あるいは、個別特殊であることを極めたが故に、普遍的価値を持ち得たといえよう。

今回取り上げる、飛騨国後風土記書上もそうした史料の一つである。

町史には

・信包（個人蔵）

・杉崎（寿楽寺蔵）

・上北（飛騨市蔵）

の三村分の書上が収載されている。明治二年に高山県知事宮原積が富田礼彦に委嘱して、飛騨の地誌を編纂させた。それが明治六年に『斐太後風土記』として結実する。編纂に先立ち、高山県が飛騨中の村々に飛騨国後風土記書上を作成して提出することを命じた（『町史二・四九五』）。飛騨の四百余か村がそれに応じて、村内を調査し書き上げることになる。

しかしながら、その書上の実態を明らかにしないままに、これまで『斐太後風土記』を富田礼彦の著書と解して安易に重宝がり利用してきた傾向があった。最近では、明治期に編纂された『斐太後風土記』を幕府に献上したとか、国立公文書館所蔵の写本を原本とするなど誤謬が目にする（『高山市史』（二〇二〇）は論外にしても、もう一度このすぐれた古典的著作の成立を丁寧に検証しその性格を明らかにすることで正確な利用を心掛けていく必要がある。

一、引用書目

江戸時代に高山役所の地役人であった富田礼彦は、高山の国学者田中大秀の門下であった。その豊かな学殖は、著書冒頭に掲げられた「引用書目」によく表われている。引用書目とは、今日風にいえば参考文献であり出典である。そこには和漢の書物が九十四種挙げられている。和本では記紀をはじめとした古典的書物、それに加えて飛騨国内の『飛州志』『岷江記』『荏野冊子』などもある。漢籍では『史記』『前後漢書』『杜律』などである。

一方、本文にあたると引用書はそれらにとどまっていない。たとえば、『梅花無尽蔵』『雲根志』『閑田耕筆』『崎人伝』『北海遊簿』や飛騨で書かれた『高原旧事録』『三郡神社考』『運材図会』『千光寺記』『三沢記』など、さらには元禄検地帳・村明細帳・宝暦除地帳といった地元古文書にまでおよんでいる。また、同僚山崎弘泰「山分衣」、亡友蒲八十村「旧記」「見聞録」「遺録」などの引用も目を引く。

それらに加えて今回取り上げる書上が、「村長が風土記書上帳」・「風土記書上」・「村長書上帳」・「村長の書上」・「今般調書」などとして随所にちりばめられている。

二、残された書上帳

飛驒で編まれた各自治体史の中で、明治三年に高山役所に提出したこの書上を採っているものは『古川町史』以外には『神岡町史』『河合村誌』しかない。それらはすべて地元に残された控えとなっている。地元に残る控えを採取することこそがたいへん地道で重要な作業なのであり、他の地域でも同様な努力が期待される。しかしながら一方では、当時高山県に提出された正式文書が実は残っていることはあまり知られていない。本来なら、提出先の高山県役所に残るはずだが、実際は編集にあたった富田礼彦の手元に置かれたまま残されたのである。そうした残り方をしたのは、明治四年に高山県が筑摩県へと再編制され、発注した高山県が消滅したためと推測される。

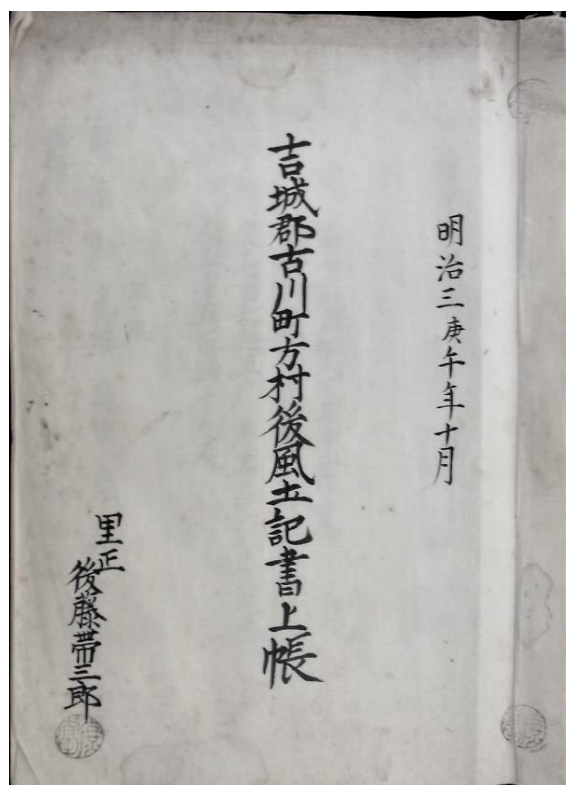
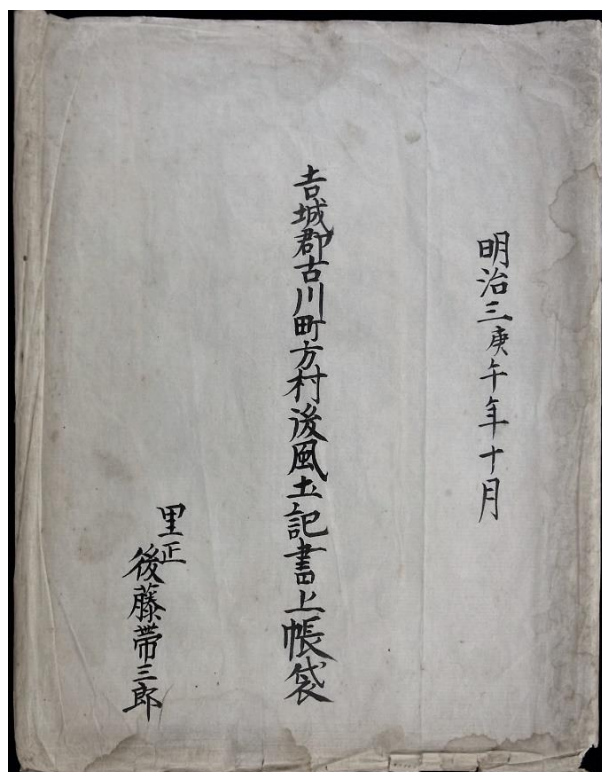
これまでに書上原本の存在を明らかにしてくれたのが、礼彦の孫にあたる富田令禾氏である。昭和三十九年から十九回にわたり、『飛驒春秋』に連載された「風土書上帳」でそれらの一部を紹介したのである。令禾氏によれば、当時富田家に残されていたのは大野郡六十六か村、吉城郡六十一か村、益田郡四十五か村の各分だ⁴という。それ以外の分は、散逸したのかそもそも未提出だったのか確認できていない。令禾氏は、それらの中から十六か村を取り上げて翻刻し紹介した。書上の内容は村により濃淡の差があり、令禾氏はそれらの中から中身の充実したものを特に選んだと思われる。その十六か村の中に古川町方村が含まれている。その分量は多く、五回にわたって掲載していて、全体の四分一の紙面を占めることになる。その辺の事情を次のように後書きしている。

この書上帳の表紙に、里正後藤帯三郎と筆者の名が明記してある。他町村のに比べて詳細な書き方であるが、此人は山崎弘泰門の篤学者で、田中大秀門の重郷の長男である。通名は源七郎かこの帯三郎で重泰が

本名。明治維新には戸長や大区長となり、後、郵便局長も勤めた。明治四十四年十二月十三日、六十八才で没した高名の有識人である。以下で古川町方村の書上を写真で載せる。長文であるため、当初は一部の紹介に留めることも考えた。というのは、令禾氏がすでに全文を翻刻しているし、『斐太後風土記』がこの書上に多く負っていて重複する部分が多いからである。したがって、ここで多くの紙面を割いて紹介することに躊躇したが、古川町方村について詳細に記したかくも貴重な遺産を、まずは地元の方々には是非とも知ってほしいと考えあえて全文を掲載することにした次第である。

なお、史料の撮影には飛驒高山まちの博物館の牛丸岳彦館長および松永英也学芸員に多くの便宜を図っていただいた。記して感謝申し上げます。

三、古川町方村後風土記書上帳



古川町方村

枝村

大野 旅館

上町 健溜

下町 町裏

高千貳百拾八石五斗三年四合

林興之 植木場三所畦畑村東山内

家七百七拾五戸 外層兒戴戸人九人

人三千五百五十九人

産物

繭糸 紬 真綿 蠶種 梨 鱒 鮎 蓴 菜

銘酒

松枝 松皮 緑 璞 龜 燕 鰯 鱈

小竹枝 大江山

水油 汁油

此二品他村ニ

無類

無類

無類

桑飼一種ハ古昔ニ陪セリ

鱒ハ西流トモニ

鯿ハ宮川テミニテ荒城川ニ古ヨリ登カタルコトナシ

蓴菜ハ金森家他國ヨリ種ヲ持來テ増島城ノ堀ヘ

植ラシカ此國ニテ始ナリトイヘリ

桑ハステ川ノ東北方チヨミトシハ砂垣オナド品トセリ

イヘリサレハ此邊ノ地ヨクカナヘリ

梨ハヨク地ニ應ヒテ古ヘヨリ榮來シテ慶應元年ノ

火災ニ皆焼失テ今ハ名ノミ有ノミ

汁油ハ米泔水ヲ齋カシテ濁レルヲシテ醃ヅリ此

里ニテ始ル

水油ハ松檜等ノ脂水ヨリ火ニ製テ醃ヅリ今年ヨリ始

隣村里程

東至

北村八丁

出村六丁

是重村六丁

西至

平岩村六丁

大村六丁

南至

窪村六丁

廣瀬村壹里

北至

下北村六丁

中北村地續

行興村六丁

村名義ハ町家ノ上下ニ属村アリ此上町ト下町ト周ニ古町トイフ

所アリ 今正町ニ居セリ古町次郎ノ 居シ高野村ノ路邊ニ居ナリ 此地往昔ノ古川町ナリ上古洪水ノ時ナ

ト宮川ノ流所カハリテ 此地モトノ川筋ナリニエ古川トイヒシナムサテ

天正年中金森法印増島ニ新城ヲ築キ路城ヲ廢シテ町家ヲモ新城ト

ノ増島野トイヒシ所ヘツツ田ヲテ廢セス今ニ古川トイヘリ町方トイヘ

ル佐藤義興云軍書ニ畝方味方トイヘルト同意ニテ町ニ属シタル大野

上町サトヲ町方トイヒシニヤサテ後混合シテ一村ノ名トナシナム

聖聖順次

上町下町ハ往昔ノ吉川町ノ上ト上町トイヒ下町下町トイヒナリ
旅館ハ増島城跡ナリ金森可重君ノ在城法印君率云ノ後高山
城ニ移ラレテ后放館ナリ故ニ此名アリ

タリニトギ仲之溜ノウチ 西方ナリ田イノ所モ水溜ノ所是ヨリ思
 得タリシハ狂昔仲之溜ノ名ツケシハウヘナリ 上古所タニ溜水アリ
 テミナ田畠ニテハナカリシナリ又字チ欠口池バタナトイフ 水難
 ノ多キ所推テシルヘナリ

氏子

町方 旅館 仲之溜
町裏 下町

上北村
山本村內
起方
和田

祭禮ノ式引物ノサマニ書ヘキヲ誤テ上北村ニ書上侍リ

白虎臺

三之傳
下傳
青龍臺
殿早
鳳凰臺
三之傳
下傳

三光臺

二支甲
壹丁目
清曜臺
三支甲
上丁
龍笛臺
二支甲
四丁目

金龜臺

當午ノ順次ナリ三番叟之外

出來シ頃

二連シリ年々軸ナルカ年行支トイ

トリ
執行フ

翌年三番叟ノ次ナルカ年行司トナ

五社大神 高野村鎮座祭神何_レ神ニ座スマ傳殘ラ子ハ

シラス里傳ニ集祭ル所吉城郡ニ坐ス或内五社ナリ高川城鎮

寺名故三古川五社卜祿不城主古川二郎ノ傳未詳

氏子 大野

祭日八月十一日十二日

上町

高野村

去日の日村の内道より清め土を砂よりあつて旗松で
 立木の引へ置高野村城山の松麁御社は御迎へ参る神樂と齋
 清め運奉りてわさふ奉り祭主ハ紅の單のうしろ白のうしろ
 村長年番の麻の肩衣袴つけて御前とさきたつふなり高野
 村より舟橋をまゐり上町ある高宮の御旅所へ奉る三日
 の日神樂をわさふ奉り祭主長ふのふのこつと奉り御
 先より若き田力等わさの頭をわしり形つゝゝ大さあるもの中
 に三人居て頭尻より長の家々してまゝ舞にひきあはす
 笛やう太鼓のつみくわうひきまゐり合せて足のもよう
 一より立まい頭の拍子耳の音よりうちつてすゝみあは

つるむと面白しからう大野上町と廻り家毎酒のものと
あつてうひつとやとに高野村の御社より給ふ御送
の粧い前も同一大神より給ふて給ふらんあつて

増島天満宮

祭日九月十五日

在旅館

覆折行三間半 梁間九尺祠三社共祀完

并殿 折四間 祭三間荒廢二付當時取置り

除地無之 下々畠貳畝正八歩辰新田繩内首之

金刀比羅大神

撰社

右 柏子太神

大和國春日末社有之毎年塩小苞ヲ初穂ニ
奉ル例ナリ

増島の古城跡に鎮座すは菅原大神の故國守金森君の御館の中
小齋奉在り大元録五年出羽國上山へ移されあつて館の廢也
後荒所不充倉の遺蹟在り村長加藤五右衛門よりとて
ひ失倉臺今の所を遷奉より其右明星院と置て齋奉りせり
程經て明星院より移りてより加藤氏も今ふ忽に仕奉り

稻荷社

祭日二月廿五日

同所在東方

社 折行八尺梁間二間

此御社、増島城米倉の守護として諸奉りたがひしといふの
米倉、今の所より北斗南方より、今す倉に座すけり
御城と壞りて後米倉、今の地へ引移り御社とすといふ
東方今の地菅原大神の傍に遷奉りけり此御神と同々の

米倉の心も齋奉られり山城國伏見より泰伊呂長稻澤作
て祭りしと云ふ所なり此所の其間二丁斗隔てけり此列神
のやうなり

増島磯宮

梭軒中萬規

雖後踏青苔雪消有暖燕兒女昔霞外撒着相笑呼

同 秋月

平安僧靈雲

寂々祠堂倚廢城地高秋月揭輝清分明山水中霄色特助靈神
文雅情

同 茂松

蒲 八十村

と云ふのまけり此と云ふ所のちりや移りて
妙なりと云ふて増島をよりり此と云ふ所のま

古川菅神祠堂記

飛之古川有菅公祠是原故堡障而其地隆崇登之坦夷如砥
里正勝氏奉支菅神創構堂而尊意堂前植以松與梅蓋諸
菅公嘗所愛也大凡草木之生々々天壤間其可愛者不一而
足然古之人各殊其所愛者蓋有其心之所取而存也矣趙璧
而已耶 中田各 由是觀之古人之愛草木不翅也今也勝氏耶
諸菅公嘗所愛而種焉不知固能知菅公愛之之心歟抑將不
然歟苟知種之則必有知菅公愛之之心也然則使士女謁者視
其所種則知菅公嘗愛之知菅公嘗愛之則亦必有知菅公
愛之之心而思慕焉是以視其松則思其忠其梅則思其
文章思慕不已則遂化于其忠其文章也矣勝氏種之不
亦淑乎祠堂殿位面西南沃野盤旋環獻翠自峯巒之秀

郡ハ道の古吉城郡ハ道の後より奥飛騨トシテ廣瀬荒城古川
三郷のちつとていひゆかり北の方をソノ古川より東道の
後より今ハ古川里とて今^{天正年中}此地移北の極に坐して町の後より北
邊ハ町裏分字町尾といふつていひゆかり直道後より山
と眞山野と眞野といふ利てきみちとソノとをみちとわける利
るはまちといふソノ又古川のこゝに移轉てより町の後を
まハ町尾といひゆかりもあま御社の後の方を道井川と
限りて阡陌といふも衢といふもいとけさふ徑數多
おをも街道といふもみちは是古の古川よりの往來の道とて
なりといひ此神社は道後といふといふるなり

因ハ此道邊ニ蛇塚平冢地蔵塚といふアリ^{中北村俗ニ}
三塚といふ文政ノ始此蛇塚といふヨリイト古ギ鈴ノ訓タル

斤方ヲ堀出セシ人アリ在野翁ハ参ラセタル其后又アル人斤
方ヲ拾テ高山松田亮長ミイラセテドソ藏ル在野翁
云々といふいふは代々よき世のこゝろあひてアルなり
其元ハ賤女圖ナリ手ノ形シタルモノヲ拾ヒタルトアリ石ナト
ニスリアハスルハ光ヲ出セリサレト何品トイフマナシラス其
后又矢ヒツトカタリキ雷弁坐石ナト拾フコトハマアリ
近キ年齋院ト茶挽トヲ堀出セリ二品共サモイタコス
今福金寺ニアリ

今宮

祭日八月十日

在下町

祭神末詳 里人云求今宮ヲ祭リナムトイヘリセシ
寺村ナル今宮ハ惟高親王ヲ祭所ナリ又五社ノ別靈ナリ

トモイヘリ

社 桁行二間三尺 梁間二間三尺

陰地無之土三間ニ止間程 村抱地ニ鎮座

今宮天神といふ所の御代より鎮座けい懺る傳のりゆきを
遠き御世より坐りん八世の櫛をききそのち中昔ハ頃ハ此ハ
いれいと尊式式内の御社す具跡研つた矢サカレハ外の社ハ
荒キ廢キて有るなきふ遺り坐りりハ五十年とやハ昔日
よりれなきなりハ此の社を造改る此充倉と菅人神と崇
む志の出来ハ大直日の幸なり じあふハ此所の
御社といふなり小祠を今ハ社と造改ハ文政の年頃入
りり

栗原神社

里傳曰上町分字大供御の内異名クハラと訛り來る所ハ五
六反歩の地あり往昔に栗原神社坐まりり旧地とて古山城麓
式内八世のうち吉城郡の五社と集祭らばし時栗原神社と遷
奉て外の四柱ハ御靈實と相殿諸奉り古川五社と称奉る
はれ此頃迄ハ何の御社ハ何方し所をのたふてなりけし
世のききり尊き御社と世より給て移り替來り此のうら小
社といふけり幸て栗原の本つ御社あると傳ふ然いけに
過ハ年頃吉田殿の御玉串とて諸々今ハ田の中ありとて島宮
御殿所遷奉相殿は齋奉來り

附云栗原の古武文字のこゝ栗原の多かりし故の名
也古ハ此地栗原とて有けい今ハりやの人ハ有ハれ大

開基祐念 二世明空 三世明祐 四世了安 五世了圓
 六世了慶 七世了因 八世了心 九世了善 十世了本
 十一世了覺 十二世了照 十三世了貞 十四世了超 十五世了達
 十六世了惶 十七世了欣 十八世了順 十九世現住了實

龍淵石記

飛州古川眞宗寺上人曰高勇性慈而行愈勤識明而
 言愈信爲其擅越者不下千家矣上人曰講談不忘檀
 信愈深寺之右方一條長川北流入越所謂古川即是其
 下流西北十許里有村曰袈裟九川中一大石巍然盤
 平水中石頂汙而爲窟如小池周回可三丈天造自然
 人皆以稱奇焉余之遊飛州也知上人有致是大石
 之志焉今茲九月上人來京師訪余一語卒然及

大石遂移之然求有名焉今故來諸願爲名并記乃
 半圖其形容以說移石一事甚詳且盡矣其言曰
 先是寛政八年春大江村擅越字右衛門者承告
 曰袈裟九村大石天質雄希有之物如能驅之以真
 寺院正面常貯清泉數斛永供盥漱之用不亦一
 快乎然任重而川險不如姑俟其時計之已閱十
 有二年以迄文化五年邑人有以荒木爲屋號者又
 稱久右衛門男稱久藏父子將爲唱首以謀諸貧
 道々々熱慮之曰後三年辛未歲則吾高祖親鸞聖
 人五百五十年回忌辰將先是庚午歲追遂以會同
 社移石在其前則幸甚矣 佛殿正面有櫺樹一
 柯葉枝疎形如帷幕具大小與石稱焉今實

大石於其下則宛然爲之蓋如有待而然石高七尺
 餘長九尺七寸橫六尺容水二石七斗五年其度量
 以此土製之石色黝然面々如削成上下無潤狹但前
 面近上有凹處亦成山谷狀余曰既聞其詳如此則有
 可記者有可名者彼里人之言其可以名者也夫
 龍之爲物大小變化難測大石池中其蟄蟠處可
 以爲淵者乃以龍淵名石其誰謂不可 中畧 余曰一
 石之動萬人之力萬人之力領之者一上人也上人生平
 津梁濟渡不怠此其福報圓通之力今爲之寶
 筏而致之者亦未可知也使余親在其地面見之者
 半猶有可記者今以上人所條陳爲龍淵石記之爾
 于時文化六年己巳初冬 中野煥撰

白粉山本光寺 二向京京都本願寺末

本尊阿弥陀如來

境內壹反九畝四步

境外貳反貳畝廿步

開基始祖教了俗名山下嘉市郎八白川牧戶城主 後從左衛門
 內將監爲氏家臣山下市右衛門次男母八爲氏之
 妹上野公雅氏嫡子勇猛ノ若冠ナル力無常ヲ觀
 シ中野照蓮寺明心ノ勸化ニ歸依シテ剃髮ヲシテ法
 名教了ト改メ照蓮寺了教ノ代ニ到リ古川下町三州
 庵ヲ建教了ヲ居シム於茲天文十九年三月廿日寂
 ス二代了惠天正十七年古町ヨリ古川ヲ移サレ、

時寺ヲ遠ミ移轉ス依金森可重君ヨリ松角百本ヲ寄
賜フ三代了賢實爲山長建寺
日本ノ三男ナリ教如上人ヨリ寺号ヲ本光寺ト
給フ元和三年金森重頼君ヨリ除地高堂石六斗餘
ヲ并領ス五代了智山本村ニテ中ヨリ木佛一軀堀出
テ了智懇認王并シテ本尊トス七代了誓寶永永三
年東本願寺ノ木ヲ離レ本願寺江歸參寂如上
人ヨリ本佛裡書面ヲ賜フ當時本尊是也旧説曰安
房山渚峰寺眞院ノ本尊ニシテ聖德太子ノ御作ト
テ八代了信本堂再建延享五年棟上九代了海梵鐘
鑄造蒙御免ニ時御郡代布施彌市郎殿

開基本尊寺裡書

方便法身尊形 本願寺釋蓮如在判 文明十七年己
丑月廿八日飛驒國白川善俊門徒義濃國郡上郡
奈良谷願主釋圖實

本尊木佛裡書

本佛尊像釋寂如在判 寶永三年丙戌九月丁日
飛驒國古城郡古川村本光寺住物願主釋了誓

梵鐘之銘

鐘鼓六塵説 昭心在二聞 犯霜晝夜月 鍾曉破魔軍
妙角云何測 添輪日夕殷 乾押運多響 所到普於雲

寶永十四申三月

住持列世

開基教了 二代了惠 三代了賢 四代了賢 五代了智

六代了賢 七代了誓 八代了信 九代了海 十代了周
十一代了本 十二代了泉 十三代了蓮 十四代了泉 十五代了亮雄
十六代現住了冠

照曜山圓光寺 一向宗越國金剛寺本

本尊阿彌陀如來

境内戴及五畝拾五步

境外畠七畝步

開基始祖釋正圓俗姓ハ高原郷領主江間ノ家臣岩
佐喜太郎正直ト云明應四年春家ヲ長子善直ニ
譲公終ヲ直諸方遊歴シテ大坂ニ至リ蓮如上人ノ
勸誘ヲ聞感心慶喜シテ剃髮ヲ願ヒ門侶ト成落合
村ニ居ス後病ニ伏シ六男子ヲ招キ遺言ニテ曰浮世タ
夢ノトシ各ハヤク佛來ニ入テ出離ヲ求ムシトテ明
應六年八月逝去六男子江間時細ノ前ニ出父ノ遺
言ヲ誦公務ヲ道事ヲ願フ江間ノ曰岩佐ハ果代ノ
旧臣ナリ長善直ハ家名ヲ継末子五人ハ遺言ニ
順ヘシトソ善直歎シ曰公命又輕カラス願クハ六人闍ヲ
取テ緇素ヲ決セシ時細具意ニツカセ闍ヲトラス下二ハ
緇三八素四五六ハ緇ニ當レリ依三男家ヲ継岩喜
太郎ト名乗ケル三代後輝盛ノ時主從八日町ニ計
死セリ殘五人各剃髮ス一男專勝寺祖二男圓光
寺四男勝久寺祖五男了泉寺祖六男澤徳寺

祖トナリニ世正祐宇津江村海具江ニ岫庵ヲ結承
正十一年本尊ヲ願 實如上人ヨリ蒙御免道場
ト成蛤城主塩屋筑前守敷地寄附シ給ヒ上町ニ移
三世淨味天正九年照蓮寺ヨリ紀伊國鷺森
軍旅御見舞ノ使僧ス

顯如上人本尊木佛安置ノ裡書ヲ賜フ天正十七
年金森君古川ヲ今地ニ移サル時諸人ニ先達下
町荒木川ノ邊ニ移ル先達ノ褒美ニ杉板二百枚ヲ
給フ四世淨善慶長八年准如上人ヨリ寺号正
覺寺ト詔フ敷地川ニ近ク折々洪水ノ恐レ有ニ依
改易ヲ國守江新檀村宗雲ノ旧地今ノ地ヲ給フ
六世淨善照蓮寺宣心ノ勅氣ヲ受越中國公

尾聞名寺ニ倚ル彼地ニ居ル夏八年聞名寺覺
禪高山江來テ城江新帝國御免ニ成翌延寶四
年彼所ニ寂ス七世淨真歸國ノ後照蓮寺ヲ
離シ聞名寺末ニ成庫裡ヲ建元禄八年増出島
城廢ル時門ヲ給フ八世淨明洪鐘ヲ鑄造ス

開基本尊裡書

方便法身尊形 永正十一年霜月日大谷本願寺
實如左判 飛州古城郡步江海具江洞釋正祐

本尊木佛裡書

木佛尊像釋顯如左判 天正九年三月 飛驒國
吉城郡古川上町垣株堂住物願主釋淨味

洪鐘之銘

嗚呼大哉 鐘之爲德 誰得能稱 震聲三夏 覺夢五衆
宣其濟世 奚翅具稽 叙輪便解 地府皆德 降伏魔怨
除結先還 古聖所造 龍宮藏之 茲器雖則 非創覺位
四天乾闥 因循作爲 銅石雖異 舍利宜施 聞階不退
允由決疑 鏗々梵響 惟佛慈應 嗚呼大哉
延享五年歲舍戊辰某月日

住持忍世

開基正圓 二世正祐 三世淨味 四世淨善 五世淨從
六世淨惠 七世淨真 八世淨明 九世淨曜 十世淨超
十一世淨安 十二世淨欣 十三世淨言 十四世現任正基言

大衆山一向寺

本尊阿彌陀如來

除地貳畝廿九步

高野村有之

文政三年ヨリ古川下町ニ信地

開基大衆古川郷高野村打越ニテ眞言宗奇覺院
ノ弟八世也大雲坊ト号ス諸國遍歷テ砌越前國吉
崎ニ至ル 運如上人專教化興隆ノ折柄ナレハ何成
宗意ソト潜ニ伺ウナ忽歡喜ノ心起シ密宗ヲ改門
ニ入名号ヲ賜ヒ飯國ノ后高原郷吉田村聞名寺
一時々問度切ナリ二世了善永正十三年實如上
人ヨリ本尊ヲ賜村内下垣内ニ移垣内堂ト稱
セリ八世了諦元禄二年寂如上人ヨリ本尊木

佛裡書 寺号一向寺ト賜フ十三世了念 洪鐘
鑄造十四世了惠古川下町今ノ地ニ移

開基本尊裡書

方便法身尊形 永正十三年 丙子七月 廿八日 大谷本
願寺釋實如左判 聞名寺門徒飛易古城郡古
川郷在家釋了善

洪鐘銘

自然鐘聲 隨其所應 莫不聞者 但有自然 快樂之音
无量天寶王 微妙淨華臺 相好光三尊 色像起郡生
如來微妙聲 梵響聞十方 同地水火風 塵空无分別
文化元甲子年

武尊山福全寺實寶院

皇宗元仁元年十高圓分寺末

本尊阿弥陀如來

弘法大師木像

古佛木像

往昔洪水ノ節堂前ノ流上

境内貳畝五歩

境外畠七畝七歩

往昔開闢不詳寺説曰往昔ヨリ密宗ノ寺院ナリ雖
荒廢ニ及タリシヲ天正年間中興第一世快存上人諸
國修行有テ當地ニ來給ニ金森可ノ重君増萬在城ノ
時登城アリニ上人ノ當ナラス貴相ヲ奇ミ俗生ノ間ハ

夏屢ナレニ曾テ顯給ハス或時圓春ノ興ニ來シテ高
司家御舍弟ノ由談話ノ間ニ濃シ給ヘハ益尊敬有之福
因有シエマ終ニ當地ニ留リ給依テ金森林家ヨリ當寺
ノ舊院ヲ再建シ福全寺ト号シ境内境外ノ除地
寄附セラル茲ニ居住シ寛永十年寂ス二世海龍三
世天覺等元録年間マテ眞言ノ法流タリ其ノ右
修驗來休住持ス實寶院ト改元録ノ度御檢地
ノ節モ實寶院ニテ境内外繩受ス同土年除地
被 仰付次ニ亮秀安永年間マテ住持シテ信濃
國江轉住ノ后良衰廢ニ及ヒシヲ玉腰某家ニテ修
ヲ加ヘ天保六年高山國分寺末寺ト成僧侶交代
シテ寺役ヲ勤來レリ
近來此寺是村長加藤神範ノ所領 市中ニ年番サタ
元金條理傳吏ノイサヲ勤サスハナリヌ

什物

笈一具

表取鏡金手金具也

快存上人行脚中所見具

護摩真數

錫杖一柄

茶碗一器

快存上人古境ノ側ナリ
お中ヨリ施込古物ナリ

庚申堂一字

上人塚

境内ノ自里俗大家ト称
即快存上人ノ塚ナリ

増嵩山明星院

眞言宗能登國天正寺末興徒不詳

増嵩城ノ廢絶ノ後天滿宮ヲ矢倉跡江遷奉リ宮寺
ニ此明星院ヲ置シ物力能登國石動山天平寺免狀ニ曰

然奉

奉

明星院

里村

3

日
ス

全寸

校保

惡今八鎰方而已也

石伏
ナリニ
サス

古城跡

増嶋ニ在天正十七年金森森長近入道素玄法印
君ノ築ル所ナリソノ始天正十三年當國ニ討入
トキ白川郷ヲ經テ古川ニ押來リ先古川城ニ入ル
當城ハ往昔古川次郎居テ其後塩屋筑前守ノ
居城タリ古川次郎ヨリ辭ニ塩屋マテ傳ヒテ筑前守ハ越中國新川郡ヲ討
取梅尾叢倉ニ城郭ヲ構江目代トシテ細江弥右
衛門頼定或作宗治ヲ置其身ハ古川城ニ居ケルカ天正
八年八月越後鎌信叢倉ヲ攻メ由テ聞馳向ヒ利ヲ
矢ニ同年十月廿日六十三才ニテ討死シタリ其後
空城タリ依テ當城ニ居テ國士等ヲ攻討古昔ヨリ
城中ニ蛤石ト稱ス奇石アリ故ニ旧禰ヲ改蛤城ト

改メシ在高山野村古ノ古川ニ相向フ丈ヨリ増寫ニ新城ヲ築移レリ具
后高山城十三年目ニ成竟テ増寫城ニ養子
喜藏可重君二万石ヲ添家臣西脇右近ヲ附
置至テ慶長十三年込印君京都ニテ逝玄可重
君微二出雲守高山城ニ移其后ハ家臣交代シテ守ラ
シム故ニ旅館ト云三代出雲守可重賴朝臣ノ五女
須磨子ヲ高顯院當城ニ居テ寛文十一年死去
元錄五年出雲守賴曾朝臣羽州上山城ニ得替
ノ後高山城ト共ニ加賀宰相細紀卿ニ願テレ家臣
來テ守ルモ四年同八年台命ニヨツテ高山城及
當城共ニ毀テ悉ク破セシム其時城門ヲ林昌寺真
宗寺本光寺圓光寺ホヘ分テ賜フ所今現ニ存

在セリアリ鋪地、巷々田畠二壑、今字二曰馬場通
り矢倉跡本丸、二丸、東丸、三丸、古藏、金平、
羊太夫、勘解由、九右衛門、右エ門七、侍屋鋪
御馬屋、牢屋鋪ホナリ是等旅館分ト云

社廢跡

上町分ニアリイツレノ頃廢絶ト成シヤラレス爲ノ宮ト云
上町大野ノ産神五社大神ハ社地高野村敷ニテ川向
ニ年々此所ヲ御神莫ノ御旅所トス

此地續いふと云所ありいふの誤りて粟魚神社
此地に坐まきりありと過年吉田殿より御玉串と諸
の御旅所江相殿は祭り來り

下町分ニテリ字高田壹町三反壹畝サ八歩ノ内神屋
鋪トエアリ里傳曰下町高田ニ鎮坐スル御社ハ
古ヨリ産土神マシマケル金森林彦天正ノ頃増嶋
城ヲ築ルテ古川ノ里ニ増寫野野ハ今ノところニ
ミマニ産土神マシ上北村東岡ニ遷奉リテ是重
村字杉本ニ鎮座スル御社ノ有ケル是ノ同
時一社ノ遷ルマツル具頃ト云フ高田ノ御
社ハ今ニ荒ルテ尊キ御社トモマシマケル世
々ニ給テ杉本ノ御社ハマ勢ノヨクマシ故
小杉本ノ御名トシテ今ノ稱來ル今ニ兩社ノ
舊地歩ノ家ノミ殘リ元録ノ頃御繩詣ト云フ

料地と云ふは其跡所兩所と云ふに幾何
神屋鋪や邊六双方共糞を用ひて實の
と云ふ今に紫石灰のみを作れり敬の
あり

因云高田トイフ邊スヘテ高ク田ヲ獵ケルホ
トモ水トモシクテ井堰低クヤ有ケン川上チ
所シハナレテ水分神ニ貴船社ヲ諸奉レリ
是重村ノ
北内ナリ字高田トイフ内ニテモ一キダ高キ所
社地ノサマ今現ニミユ
此社地ノ跡所ト申サレヨリハ
今古ノ初申サレタルトモ也

古寺跡

上町分字ハ畠ノ内灵名塔ノ腰ト云地アリイツノ頃
廢シ絶タリシヤ不知大石ノ礎ナト今現ニ在此邊ヨリ古瓦
ヲ掘出セルアリ竈目或ハ簾目ノ地紋アリテ裡ハ布目ア
リサレト全備ナル稀ナリ

圓光寺跡上町分ニアリ今ノ古川圓光寺ノ旧地ナリ

眞宗寺跡下町分ニアリ是モ前ニ同シ

福金寺跡同所ニアリ前ニ同シ

本光寺跡同所ニアリ前ニ同シ各古川里増島野ニ
移替ノトキ先寺ヲサキニ移テ瓦屋ヲ移シテトモ傳ヘ
タリ今各田圃ト成ヌレト其内ニ佛殿ノ跡所ハ皆小キ
家アリ

閑法院跡町裏分ニアリ往昔修驗ノ跡所ナリ

古跡

宗雲屋鋪 金森家士種村宗雲ノ居宅ノ地ナリ今
圓光寺境内トナル堂外ニ宗雲カ植タリシ老松今ニ
繁茂セリ宗雲ハ同家士岡部彌九郎ニ害セラル
トナリ

古戰場

小田荊城主牛丸又太郎親細ハ祖父重親ヨリ前國司
ノ一跡ヲ跡メ領シテ狀意ニ募レリ是ニ因テ廣瀬山
城守宗城此形勢ヲ聞テ急キ牛丸カ不義ヲ誅セ
ント家臣磯村長十郎高衛廣瀬介之進宗泰ヲ
兩大將トシテ其勢ニ百餘騎小田荊ヲ指テ馳向
ケル牛丸是ヲ聞テ伯父牛丸左馬允重清從弟
牛丸治郎右衛門親次同對馬守吉重其外宗徒ノ
面々ヲ集メテ評義ス親次申ケル敵ノ奇ルヲ待テ居
ナカラ戰ハ謀拙ニ似タリ哉ニ千勢ヲ賜ラハ馳向テ
一戰ニ追返スヘシト申ケル各此義ニ同シテ次郎右衛門
親次ヲ隊將トシテ一面餘人ヲ相添ヘテ遣シケル
カ古川ニ陳ヲ取テ多勢ヲ待受タリ
古ノ古川
今古也廣瀬勢
ハ死ニ無三ニ討ニカハルヲコトモセス小田荊ニ於テ一騎
當千ト憑タル牛丸親次トハ我友ナリ討テ熱功ニ
預レト呼ツテ敵ノ中ヘ些モ擬議セス走り蒐ル其勢

骨柄勇銳ナルミナラス兼テ聞ヘシ大カナレハ廣瀬
東西江颯ト引退キ中ヲ開テ通シケル牛丸ハ馬ニモ
不乘ラズ矢モ不持而モ唯一人ナレハ何程ノ度カ有
遠矢ニ射殺セ宗泰カ下知ニ鐵ヲ揃ヘテ射ケレト
モ名譽ノ者ナレハ不屑大キナ廣ケテ追廻ス皆蜘蛛
ノ子ヲ散ス如ク逃矢タリサレト日モ暮ケレハ軍ハ明
日ノ夏ト各陣所ニ引退ク爰ニ宮谷寺佛山和尚ハ
牛丸カ所縁ノ人ナレハ双方ヘ利害ヲ解テ夏越テ
和睦アリテ相引ニ陳拂ス

古墳

高顯院 墓 旅館ノ内カウケ井ニアリ金森重頼

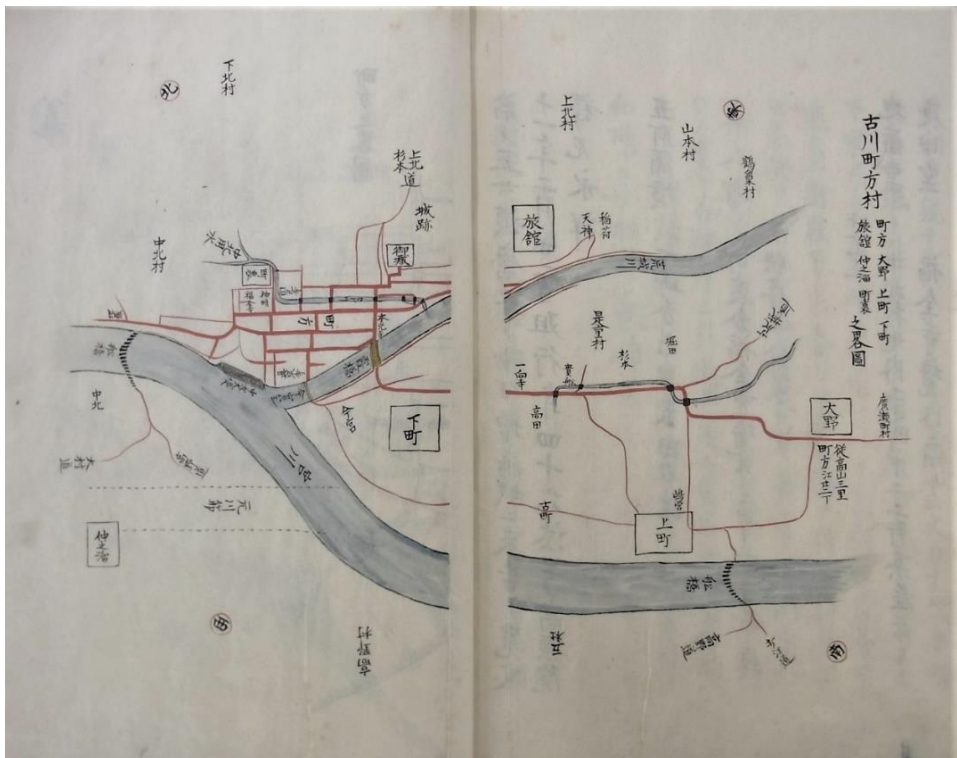
君ノ五女須磨子トイフ増蔦城ニ來居テ寛文
十一年二月廿二日殂行年四十六法号高顯院
釋尼永祥

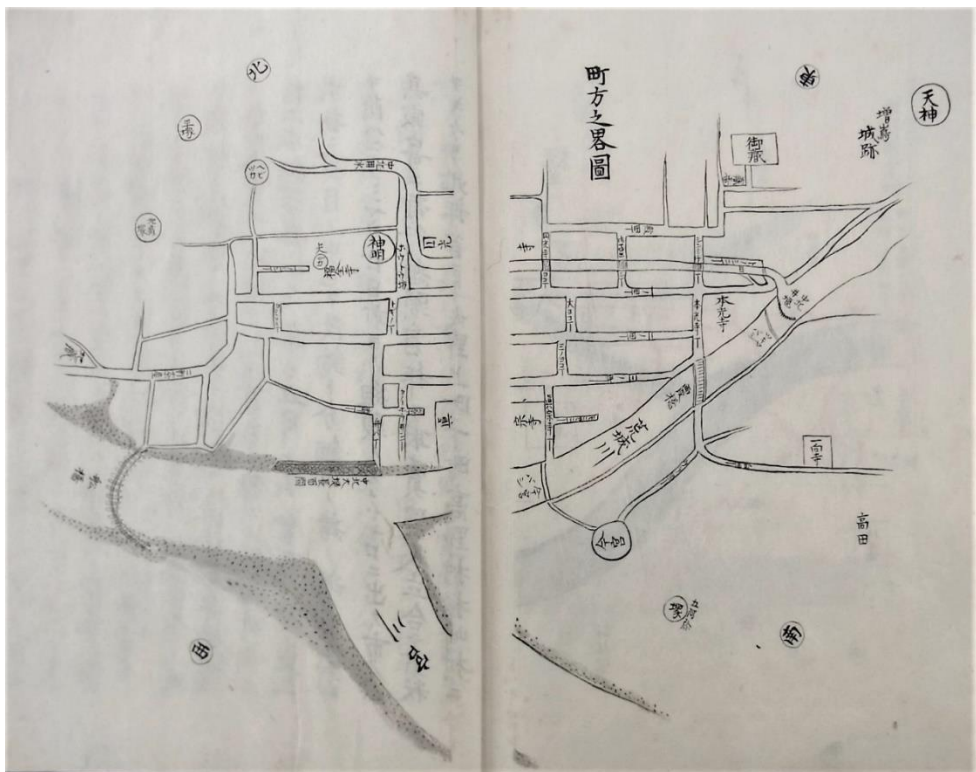
五阿彌墳 下町分ニアリ來由不詳

上人塚 町裏分福金寺境外ニアリ同寺中貞六
快存上人ノ家ナリ

祠堂

地藏堂 中北村地内ニ之町下ニ新茶屋ニアリ
庚申堂 福金寺境内ニアリ





衆 秤

古川ニテ桑ニ用ル秤ハ守隨製ニアラス自製ノ秤ニシテ他ノ
凡長四尺五寸五目ヨリ八寸目迄分銅ハ其自製ヲ
 コトニハ少用ルコトナク具製 賢ク測ニテ端ヲ秤ニ依テ錢數不定
 常ノ壹貫目ヲ五百目トシ常ノ二貫目ヲ壹貫目トス故
 ニ衆秤ノ八貫目ハ常ノ拾六貫目ナリ凡壹袋ノ衆大成
 カ拾四五貫目迄位ナレハ八貫目ヲ極トス此秤町方ニ
 拾二本組頭毎ニアリ年々九月上旬會所ニ持出壹
 本毎ニ貫目ノ甲乙ヲ改鉤ト分銅トノ緒ノ結ニ目ニ封印
 ナ附ハシメシヤツ廿日前ヨリ組頭ノ家々店ニ出ス市人ハ
 其寂寄ニ持行組頭自秤ヲ取賣買人立合テ貫數
 ナキケリ此秤昔ヨリ大野上町下町高野村杉崎村ニ
 アリテ他村ニハナシ是ハ古川ノ金森家士家内食シクテ
 蚕飼ヲカハレシヨリ始ルトソ其頃ヨリ用ニ來レル秤今ニ
 三四本存セルアリ頭ニ焼印有テ棹ハ虫ハミタリ

市 日

桑市ハ今ノ日ヨリ廿日前頃ヨリ始ル昔ヨリノ例
 所ハニ之町ヨリ朝方ツてあて家々ノ軒端ニ集
 入ル衆老幼並テ盛の頃にあれハ大路ノ所ヤミヤ立
 コミ留ルもあらずあつてすあてツルヤ小價ヲ定メ互
 ンハ午一ト人ノ杖に入テ指高ミ下ミ直ツ合
 カハ物多ク人並居テ或ハ高く買あるハ下ノ賣
 マシテ町ノ上下ヨリハ價あつてもあらず夏ノあつて

の御蔵、つち早く者、ハ戸前と取、いひて男、馬
と其日のめい、御館より末廣のつち、や賜、
しこ、さき、有、れ、あり

市通、巨佃、調、理、處、書、南、通、お、遠
吾、は、座、は、上

明治二年十月

吉原

吉原

吉原

吉原

吉原

吉原

御役所

注

- 1、各村からの書上は、「後風土記明細取調」「古跡・里諺等調書」「後風土記書上」「風土書上」などさまざまに表記されている。ここでは、書上を命じた高山役所の廻状が、「当飛騨国後風土記、新規出来に付き、左の類い取調べ申し出ずべき事」となっていることから「飛騨国後風土記書上」を採るが、便宜上、単に書上とした。
- 2、廻状に例示された取調べ事項は次のようになっている。系譜類（旧家や武士またはその家来）・古記類（社寺縁起や鐘の銘、本尊裏書、経文の奥書、棟札）・旧家・古書、古画、古器・古跡、名所・古墳墓・神社（祭神）・古寺院跡（宗派）・村名、郷名、郡名（名称の由来・草木鳥獣）。
- 3、『斐太後風土記』に対する『高山市史』の根本的な誤りについては、堀祥岳氏が適確な指摘をおこなっている（『斐太後風土記』の書誌学的考察」（『斐太紀』第26号）。
- 4、令禾氏によれば、書上は各村以外に寺社や旧家からも提出されたという。
- 5、飛騨高山まちの博物館所蔵。
- 6、『斐太後風土記』に書かれている事柄が、その成立年である明治六年のものとは言えない。たとえば、この書上にある「杉本大神」は同三年段階の社号であり、同六年には気多若宮神社へと変更になっているが、ごくである。